保護者さまへ

令和2年度就学援助のお知らせ

就学援助の申請は毎年度必要です

福岡市教育委員会

1月に入学準備金（入学前支給）を申請して認定を受けられた方は，<u>再申請の必要はありません。</u>

1．就学援助の概要

市内の市立小・中学校に通学するお子さま，または，市内に居住し国・県立の小・中学校に通学するお子さまをもつ世帯のうち，経済的な理由により，学校での学習等に必要な費用の支払いにお困りの世帯に対して「就学援助制度」を設けています。

「よくある質問」への回答は下記のＱＲコードより確認できます。

※QRコードが読み取れない場合は
下記のとおり検索してください。

「福岡市　就学援助」
該当ページの最下部にある「就学援助よくある質問」をご参照ください。

2．就学援助の対象となる世帯

生活保護を受けていないが，以下の要件のいずれかに該当する方
※保護者全員が同一要件に該当する必要があります

	要件	証明書類
①	令和２年1月1日以降に生活保護の廃止・停止を受けた方	**生活保護　停止・廃止決定通知書**
②	市民税が非課税であるか，又は減免の適用を受けている方	**市・県民税　非課税証明書**　又は　**減免通知書**
③	国民年金又は国民健康保険の保険料の全額減免を受けている方	**国民年金保険料　免除申請承認通知書**　又は**国民健康保険料　減免承認決定通知書**等 (申請時に全額減免を受けていること)
④	職業安定所登録の日雇い労働者の方，又は生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている方	**日雇労働被保険者手帳**　又は　**生活福祉資金貸付決定通知書　等**
⑤	ひとり親家庭などの児童扶養手当を受けている方	**児童扶養手当 証書**（申請時点で有効期限内の証書であること）
⑥	市民税所得割額と県民税所得割額の合算が，下表「16歳未満のお子さまの人数および基準額」に示す基準額以下である方 **申請時期**：**令和２年 5月29日まで**／**令和２年 6月1日以降** **税証明の年度**：**平成31年度**／**令和２年度** **16歳未満のお子さまの人数および基準額** 1人：99,800円／99,800 2人：135,300円／135,300 3人：170,800円／170,800 4人：208,800円／208,800 5人：244,300円／244,300 6人：279,800円／279,800 ［ 16歳未満のお子さまの人数 ］ ・平成31年度税証明で申請される場合 … 平成15年1月2日～平成31年1月1日までに生まれたお子さまの人数 ・令和２年度税証明で申請される場合 … 平成16年1月2日～令和２年1月1日までに生まれたお子さまの人数	市・県民税を証明する書類（以下のア～ウのいずれか） ア）**市・県民税 特別徴収税額の通知書** ⇒毎年5～6月頃に会社から渡されます イ）**市・県民税 納税通知書**（表紙及び課税明細書の部分） ⇒毎年6月中旬頃に区役所から送付されます ウ）**市・県民税 課税証明書**（福岡市以外での名称は「所得課税証明書」等） ⇒各区役所 課税課，福岡市税証明郵送請求センター等で発行しています
⑦	上記の①～⑥には該当しない（<u>令和２年度の税額も基準を超えている</u>）が，特別な事情により，令和２年中（１月～１２月）の収入見込が，認定基準以下と認められる方	**令和２年度市・県民税を証明する書類（令和２年6月以降取得可能）**　及び　収入が減少していることがわかる書類　等（詳細は教育委員会教育支援課へご確認ください）

※ 証明書類は，原則として保護者である<u>**父母2名分**</u>が必要です(ひとり親家庭等の場合を除く)
お子さまを父母以外の方が扶養している場合，その方の証明書類も必要です

裏面に続く

3．申請に必要なもの

（１）表面２に記載の証明書類
※証明書類は申請世帯ごとに一部ずつご用意ください。お子さまの人数分をご用意いただく必要はありません。
（２）通帳もしくはキャッシュカード
（３）印鑑（シャチハタ不可）

4．申請時期

申請時期	認定・支給
3/2（月）～5/29（金）	令和２年４月分から認定・支給
6/1（月）～7/31（金）	申請月分から認定・支給 （ただし、令和２年度の税の証明書で申請する場合のみ令和２年４月分から認定・支給）
8/3（月）～翌3/31（水）	申請月分から認定・支給

※ 上記にかかわらず，市外から転入された場合は，その前月以前の分は認定・支給されません。
（ 転入前の市町村にご相談ください。）

5．申請場所

「４月から通学予定の学校の事務室」
または 「教育委員会 教育支援課（福岡市中央区天神１丁目８-１　福岡市役所１１階）」
※小学校と中学校にお子さまがいる場合は，いずれか一方の学校で申請してください。
※国・県立の小中学校に入学予定，もしくは国・県立の小中学校に既に通っているお子さまがいらっしゃる場合は，「教育委員会教育支援課」で申請してください。

6．支給項目・支給方法

支給項目	小学校 対象学年	小学校 支給額	中学校 対象学年	中学校 支給額	内容
給食費	全学年		全学年		請求・口座からの引落はありません。
学用品費等（年額）	1年生	13,230円	1年生	25,040円	各学期末の3回に分けて支給します。（左記は，４月分から認定されている場合の金額です）
	2～6年生	15,500円	2，3年生	27,310円	
入学準備金	1年生	51,060円	1年	60,000円	4月分から認定されている世帯のみ対象です。
修学旅行費	6年生		2年生		参加後に，各学校からの報告を元に支給します。支給は3～5か月後になります。 ※参加時点で就学援助受給中でないと対象となりません。 ※修学旅行費，校外活動費は支給上限額があります。
社会科見学費	5年生		—		
校外活動費（宿泊を伴うもの）	全学年		全学年		
卒業アルバム代等	6年生		3年生		購入後に各学校からの報告を元に支給します。支給は3学期末です。 ※購入時点で就学援助受給中でないと対象となりません。 ※支給上限額があります。
体育実技用具費（柔道着のみ）	—		全学年		
通学費	全学年		全学年		支給要件に該当する世帯のみ各学期終了後に支給します。 ※支給要件は各学校にご確認ください。
災害給付金	全学年		全学年		事実発生後に支給します。

7．問い合わせ先

愛宕浜小学校（ＴＥＬ：092-885-0910）
または 教育委員会教育支援課（TEL　092-711-4693）

＜参考＞市民税と県民税の所得割額の確認方法

表面の２-⑥の要件で，「市民税と県民税の所得割額」および「16歳未満のお子さまの人数」を確認する際は，下記を参考にしてください。
※扶養人数が実際と異なる場合は，実際の扶養人数で基準額を確認してください。
平成31年度税証明書で申請する場合→平成31年1月1日時点の実際の扶養人数
令和２年度税証明書で申請する場合→令和２年1月1日時点の実際の扶養人数

【特別徴収税額の通知書】

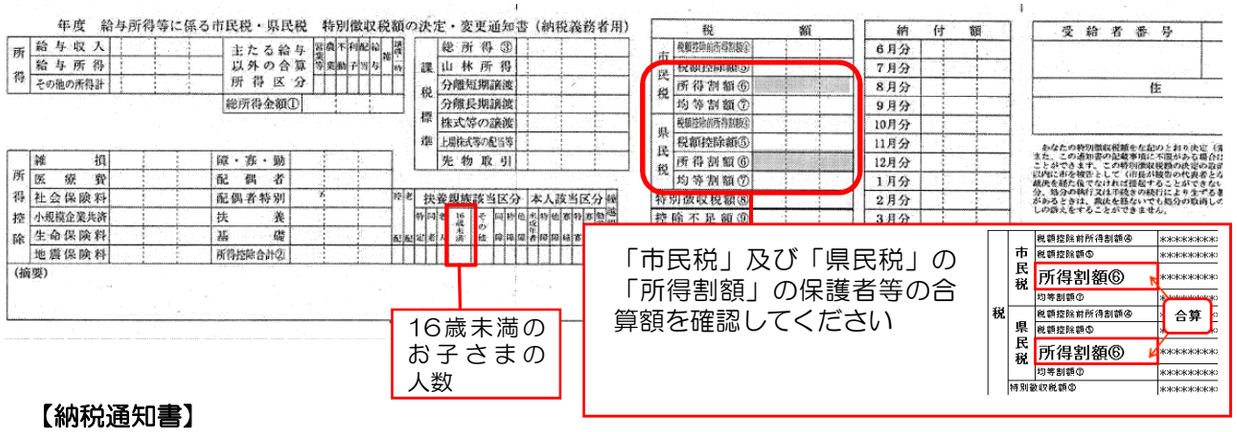

【納税通知書】

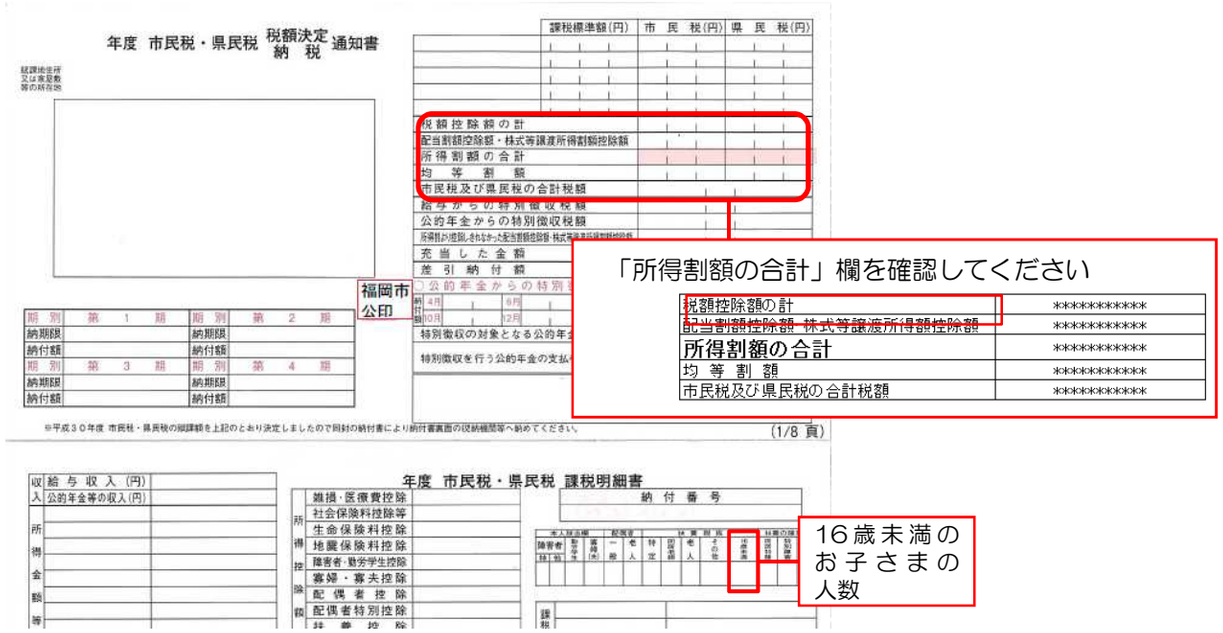
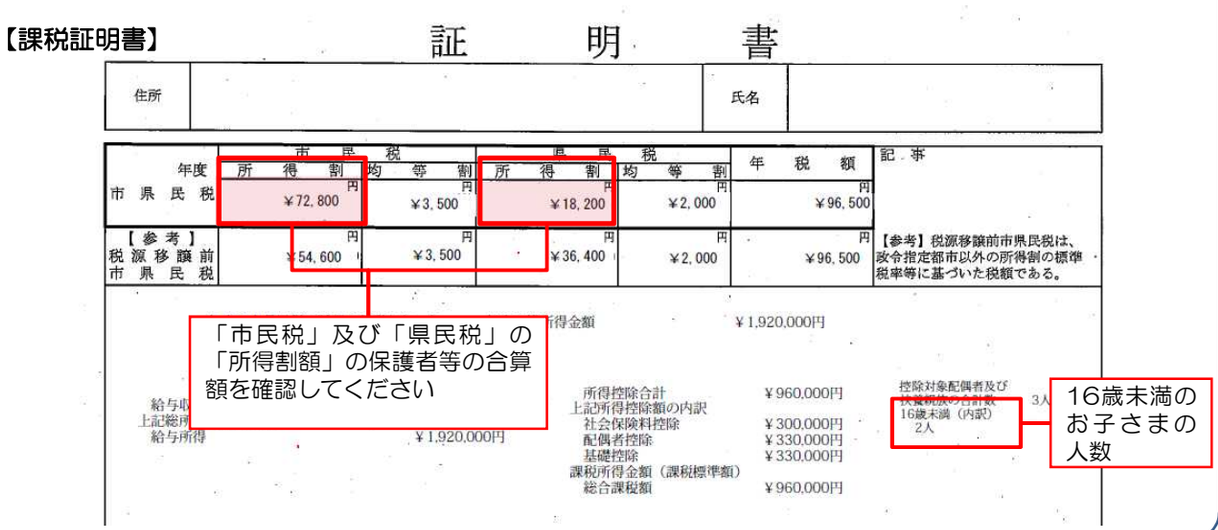
【課税証明書】